

ダンススポーツ指導に関する報酬規程

(目的)

本規程は、「ダンススポーツ」の普及と競技力向上を図るため、本連盟公認ダンススポーツ指導員（以下「公認指導員」という）の行う指導の対価および経費（報酬）について定めるものとする。

(対象)

第1条 本規程の対象とするものは以下の通りとする。

1. 本連盟公認ダンススポーツ指導員
2. その他本連盟が認めた資格または個人

(指導対象とする団体および個人)

第2条 公認指導員の指導対象とする団体および個人を以下に定める。

1. 本連盟主催ならびに本連盟が認めた団体または個人
2. 本連盟公認サークルおよび本連盟所属会員
3. 地方公共団体または体育協会主催による講習会およびダンススポーツ教室

(指導の対価)

第3条 指導員の行う指導に対する対価の基準を以下に定める。なお、指導を実施する上で、特別な事情がある場合、または公益財団法人日本体育協会公認コーチ・公認指導員等特別な資格を有する場合には、金額を調整することができる。

1. 団体指導の場合（団体内個別指導含む）

指導員資格	基準額	時間
競技A級	10,000円	(2～3時間) /回
競技B級	6,000円	
競技C級	3,000円	
普及A・B級	5,000円	
普及C級	3,000円	

2. 個別指導の場合

指導員資格	基準額	時間
競技A級	5,000円	(30分～1時間) /回
競技B級	3,000円	
競技C級	1,500円	

(諸経費)

第4条 前条の定める指導の対価とは別に以下に定める諸経費を支払うものとする。

1. 交通費実費
2. 宿泊および食事代
3. 指導に必要な関連資料作成費
4. その他必要と認められる経費

(指導の対価および諸経費の支払い)

第5条 指導の対価および諸経費は、原則として直接本人に支払うこととする。

(禁止事項)

第6条 公認指導員は以下に該当する行為を禁止する。

1. 一般ダンス愛好者のダンスの相手をし、相手にダンスをさせる行為
2. 風俗営業とみなされる行為

附則 平成17年9月25日制定執行委員会決定
平成18年11月26日改定
平成24年7月15日改定